

平成30年度第2回 可児市上下水道事業経営審議会のまとめ

1 諮問内容

可児市水道事業の適正な料金について

(料金の算定期間は平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間)

2 水道事業の状況

(1) 事業環境

水利権がないため県の水を購入し、県営の川合浄水場、山之上浄水場、中津川浄水場から県水を受水している。

丘陵地に多くの団地が分散・点在しているため、人口が平野部に密集しているまちに比べ配水池やポンプ施設も多く、施設の整備や管理に多くの経費が必要となる。

団地開発時に譲り受けた水道施設(管路)の老朽化に伴う更新費用が見込まれる。

平成30年6月末の豪雨において下呂市で土砂崩れが発生し、県営山之上浄水場の水源となる飛騨川の濁度が上がり、一部受水が停止する事態が発生した。木曾川を水源とする中津川浄水場から東濃地域送水管、東濃西部送水管を経て、県水を受水して可児市は断水を免れた。このことは複数の水源を確保していることによるメリットである。

(2) 平成31年度以降の整備計画

水道整備基本計画を平成29年度に改訂し、2つの施設更新計画と5つの管路更新計画を柱に長期の整備計画としている。

耐震化事業については、30年度までに施設の耐震化をほぼ完了させ、31年度からは基幹管路の耐震化事業を進めていく。

配水ブロック統廃合事業において、配水ブロックを見直し施設を集約化することにより、配水池、ポンプ場を廃止していく。また、ポンプの新增設、管路の布設替えにより効率的な配水を行うとともに管路の耐震化を合わせて図る。

配水支管における老朽管路は、特に耐震性が低く、また漏水の発生リスクが高い管種を使用している地区から面的に更新していく。現在は桜ヶ丘団地の塩化ビニル管を入れ替えている。管路の耐震化率はH27水道統計調査時点で、基幹管路において38.3%、配水支管において37.0%である。

管路の老朽化率(法定耐用年数40年を超えた管の割合)はH27水道統計調査時点で、基幹管路において25.5%、配水支管において8.0%である。これは平成になって行われた下水道事業に合わせて、多くの管路を更新したことにより低い値である。

整備事業は事業の優先度を見ながら事業費の平準化も考えて進めていく。単純に法定耐用年数を経過したから管を更新するものではない。実情に合わせて寿命が延伸できるものは延伸させていく。

採用した事業計画においても、料金の値上げや企業債の借り入れの財源手当てがない場合は、17年後の平成47(2035)年度には資金ショートが見込まれる。

(3) 適正な料金の検討

水道法では第1条で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善」を目的に掲げ、第2条の2で「地方公共団体は当該地域の自然的社会的諸条件に応じ、水道事業を営み、適正かつ能率的な運営に努める」ことを規定している。

また、第14条において、「料金等の供給条件を供給規程」に定めなければならないとして、可児市においては「可児市水道事業給水条例」を定め、水道事業を運営している。

地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2では公営企業の「独立採算制」が示され、地方公営企業法第3条では地方公営企業は「企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進する」よう運営しなければならないとし、同第21条では料金の基本原則「(ア)公正妥当なものであること、(イ)原価主義に基づくものであること、(ウ)企業の健全な運営を確保するに足りるものであること」が示されている。

地方公営企業の会計制度は2本立て予算となっている。水道料金等の収益や県水受水費、業務委託費、修繕費、人件費、減価償却費等の運営経費の損益取引を経理する「収益的収支」と工事費や企業債の借り入れ返済など投資に係る現金収支を経理する「資本的支出」の2つに分けて予算管理している。

「収益的収支」で発生する現金の余剰(減価償却費等の非現金費用に充てた現金や現金を伴う利益)を「内部留保資金」と呼び、投資事業の工事費等を経理する「資本的収支」の不足分に補てんする。平成29年度の水道事業会計では7.7億円の「内部留保資金」を「資本的収支不足額」7.8億円に充て、なお不足する分を前年度以前の内部留保資金0.1億円を充てた。平成30年度の岐阜県内の水道料金の状況から、県水受水市町11市町(【可茂地域】可児市美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、御嵩町、【東濃地域】多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)は高い傾向にある。

可児市中長期収支計画と平成29年度の決算額を比較すると、「収益的収支」においては、「収益」は上ぶれ(収益が増えている)の傾向を、「費用」は下ぶれ(費用が少なくなっている)を示した。給水収益(料金収入)の算出基礎としている水需要において「給水人口」を平成27年作成の「可児市人口ビジョン」を参考に推計しているが、人口減少傾向が実際には横ばいで推移していることが1つの要因である。

公益社団法人日本水道協会が策定している「水道料金算定要領」により試算すると5年間で総括原価(受水費や施設の減価償却費等の営業費用と投資事業の企業債の利息返済の資本費用)と給水収益(料金収入)では3億4,370万円(1年換算で6,875万円)程度の収益不足が見込まれる。

の算定結果に対して、「収益的収支」の全体で考えると補てんする収益として特別利益(加入分担金)がある。可児市中長期収支計画では5年間で4億4,900万円(1年換算で8,980万円)程度を見込んでいる。平成29年度決算においては1億807万9千円であった。

3 質疑応答、意見等

(質問) 水道法の改正議論のなかで水道事業の民営化が話題となっていたが、可児市においては水道ビジョンを改定し、市単独の事業として進めていく理解でよいか。

(回答) 官民連携の1つの方法のコンセッション方式は、施設の所有権を市に残したまま運営を民間事業者へ委託するものです。可児市は浄水場を持っていないため、施設運営に係る民間事業者が活躍できる場面は少ない。また、すでに管理給水業務(配水池・ポンプ場の運転管理や窓口受付)や料金徴収業務を民間委託し、経費の削減を図っている。市の9月議会の一般質問にも同様の質問があったが、現在コンセッション方式の導入は考えていない。市の事業として運営していく考えである。

(質問) 「水源計画」において、県水の認可給水量は平成39年度58,170^m³/日あり、平成30年度の市の認可給水量は52,362^m³/日で必要な水源を確保しているとの説明であった。平成39年度に向け、増えていくものなのか。また差分の水量が受水費に影響するのか。

(回答) 平成29年度決算では、1日平均給水量は30,839^m³で過去5年間においても30,000^m³から31,000^m³の間で横ばいの状況である。また、認可水量は直接的に受水費(県営水道料金)の算出に影響はない。

(質問) 「施設の耐震化計画と対策」において、施設の集約化により更新費や維持管理費が削減できるとの説明であったが、可児市は配水池やポンプ場が多いため、これらを統廃合していくという意味でよいか。

(回答) 住宅団地の開発事業者から譲り受けた配水池等の施設が多く、老朽化した施設も出てきており、統廃合できる施設は高低差による水圧等も検討しながら進めていく。配水ブロック統廃合整備事業は平成26年度から実施しており、長坂配水池を26年度に撤去し、今年度は松伏配水池の撤去に着手する予定である。

(質問) 「配水ブロック統廃合事業」において、可児工業団地の関係は平成31(2019)年度から5年間で測量設計から管路布設工事までですべてが完了するという理解でよいか。

(回答) 工業団地への配水を、現行の中区配水場から工業団地ポンプ場を経て工業団地配水池への送水から、第2低区配水場から直接工業団地配水池に送水するように変更する。工業団地ポンプ場を廃止でき、管路延長の短縮を図るとともに耐震管の布設を行う。

(質問) 投資計画の3つのパターン全てにおいて、収支見通しが資金ショートを起こしている。公営企業における収支を検討するならば、企業債の借入れなど期間内の収支が確保できる見通しがないと投資事業が賄えるか不安を感じる。

(回答) 現状の収入形態を維持した場合にどのくらいまで資金があるかを示したものとなっている。資金確保が見込まれる期間内に主要事業の耐震化事業、配水ブロック統廃合事業の実施は可能と考える。ご指摘の点は確かにある。ただ、料金収入を増やした場合、料金値上げが一人歩きする恐れを懸念した。企業債の残高を見ていくと可児市の水道事業は低い水準にあり、今後の投資事業の財源として検討していく必要がある。

(質問) 水需要予測結果について、生活水の一人一日使用水量がトイレ等の機器の高性能化、節水機能の強化で今後減少が見込まれるとの説明に対し、表2.4において一日一人平均給水量は微増となっている。増加する要因は何か。

(回答) 表2.4では今後開発の見込まれる地域の水量を「新規開発水量」として計上している。将来、予想される住宅団地開発や既存工業団地等の増加分を含んでいるためです。

(質問) 公益社団法人 日本水道協会が策定している「水道料金算定要領」による試算結果の説明を受けたが、市として3.58%の値上げをしたいということか。あるいは試算結果は料金収入が不足するが、それを回避する(不足を埋める)手立てが他にあるのか。

(回答) 委員の皆様には地方公営企業である水道事業の法的な位置づけをお話し、水道事業における会計制度、水道料金の設定方法を説明した。

平成31年度以降の5年間を水道料金算定要領により試算したところ、「総括原価」(費用)が給水収益(料金収入)を上回る結果となった。給水収益だけで差額を補うためには総額ベースで3.58%引き上げなければ「総括原価」=「給水収益」とならないという試算結果を報告したままで、市が値上げをしたいということではない。

予算の仕組みで説明したように「収益的収支」全体で考えれば、算定要領の計算式には含まれない「特別利益」(加入分担金)を補てんする収益として考えることができる。可児市中長期収支計画では5年間で4億4,900万円程度を見込んでいるため、不足額3億4,370万円程度を賄うことはできると考えている。

(質問) 「特別利益」について、どのようなものか再度説明願いたい。単年度で9,000万円程度見込めるものなのか。

平成29年度決算だけを見れば利益が上がっているのに、料金の値下げは考えられないか。

(回答) 新たに住宅等を建築して水道を使用するため給水装置を新設するとき、あるいは使う水を増やしたいためにすでに設置してあるメーターの口径を増やすときに分担金を納めます。

メーターの口径は9種類あり、一般家庭でよく使用される13mmは182,000円(税抜)、店舗やアパートで使用される30mmは1,486,000円(税抜)、大工場で使用される150mmは16,378,000円(税抜)等で9段階に分かれます。

平成29年度決算においては1億807万9千円、平成25年度から29年度まで5年間の実績は、5億203万円程でした。31年度以降においても、住宅の新築や工場の増設などで単年度で9,000万円程度見込めるものとする。

29年度決算では8,000万円程の利益(現金を伴うもの)は出ています。収益的収入から見ればわずかであり、また、予算の仕組みで説明したように収益的収支で発生する利益を内部留保資金として、管路の耐震化事業や老朽管の入替事業の資金としていきますので短期的な視点での値下げは考えていません。

(意見) 市長からの諮問に対し、市の説明を参考に審議会の意見をまとめていかなければならない。市からの説明と質疑の中で水道料金算定要領による試算では費用が上回る結果となるが、「収益的収支」全体で見れば、特別利益で不足分は補えるというものであった。来年度は消費税も上がるので、水道料金の負担は少ないほうがよい。現行の料金体系で平成31年度からの5年間の運営ができるのであれば、現状維持(料金据え置き)でお願いしたい。

(意見) 「岐阜県内の水道料金の状況」を見ると可児市を含む県水受水市町の水道料金は他と比べ高いものとなっている。県内で不公平が生じている事実があり、長期的な視点で岐阜県を含めた抜本的な改革を求めていくことも必要ではないか。